

## 福祉【みんなで助け合おう】

地域は、幼い子どもから高齢者まで幅広い世代で構成されています。福祉活動というと難しい印象がありますが、住民同士の顔が見える生活圏で自治会等が行っているさまざまな活動そのものが、地域の福祉を支えている活動だといえます。

### 福祉活動の原点

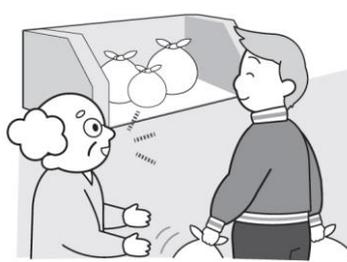
地域で安心して暮らしたいという願いは、誰もがもっています。昨今、地域のつながりが希薄になっているといわれますが、隣近所の助け合いがあればとても心強いものです。福祉活動の原点は、そうした日常の身近な助け合いの積み重ねではないでしょうか。

#### 例

日常の声かけや  
あいさつ



買い物やごみ出しの  
お手伝い



趣味や特技を活かした  
仲間づくり、地域づくり



※無理なくできる範囲で取り組むことが、長く続けるポイントです。

### 福祉活動としての取り組み

日常の助け合いを少し発展させた福祉活動の例として、以下のようなものがあります。

#### ◆ご近所の見守り、声かけ運動

一人暮らしの高齢者等への見守りや訪問、声かけを行います。地域の清掃や行事等の活動と合わせて行い、住民みんなでコミュニケーションを取ることが大切です。

#### ◆住民福祉懇談会

住民が地域の福祉課題について、共通認識をもったり、解決策について話し合う場です。行政や介護分野の専門家と連携して、研修会や講演会を実施しているところもあります。

#### ◆会食・配食サービス

主に一人暮らしの高齢者を対象に、食事の場を通じて交流する「会食型」と、外出が難しい方の個人宅まで食事を届ける「配食型」があります。会食・配食を通じて、参加者同士の交流を図ったり、体調の把握や安否確認の機会にもなります。

#### ◆ふれあいサロン、子育てサロン

集会所やコミセン等を利用して、地域の住民がつどえる場をつくります。自由に会話を楽しんだり、お茶会やレクリエーションを通じて交流するなどさまざまな方法があります。

高齢者を対象にしたケアサロンや、乳幼児を持つ親を対象にした子育て広場等、目的に応じたサロンを実施しているところもあります。



## 福祉活動に関わる主な機関

### ◆明石市社会福祉協議会

社会福祉法に基づき都道府県市区町村に設置されている、各種の福祉サービスや相談、ボランティア活動の支援など、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組む民間組織です。主な事業として、地域福祉の推進に関わる事業、ボランティア活動に関わる事業、在宅福祉サービスに関わる事業があります。また、福祉の総合相談窓口となる地域総合支援センターなど、専門の相談窓口があります。

### ※地区社会福祉協議会

地域での様々な福祉課題に対して、自治会・町内会、民生委員・児童委員、高年クラブ、子ども会、ボランティアグループ等の地域の各種団体が連携し、地域福祉活動や支援を行う組織です。市内では22の地区社会福祉協議会が組織され、地域の実情に応じた取り組みを市社協と連携しながら進めています。

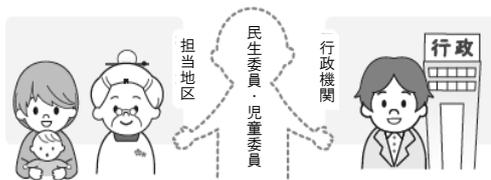
社会福祉法人 明石市社会福祉協議会  
〒673-0037 明石市貴崎1丁目5-13  
電話：078-924-9105 FAX:078-924-9109

### ◆民生委員・児童委員

委員・児童委員は、厚生労働省から委嘱された特別職の非常勤地方公務員です。担当地区のなかで高齢者や子育て等の生活についての相談に応じ、関係行政機関と地域のみなさんとのパイプ役として活動しています。

### ◆行政

福祉分野の窓口は多岐にわたります。高齢者、児童、障がい者等を対象とした各福祉施策については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。



## 福祉に関する相談窓口

### ◆福祉の総合的な相談

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮などの、福祉に関する様々な相談を職員がお聞きし、内容を整理した上で、市の関係部署や関係機関などと連携し、困りごとの解決に向けた支援を行います。

- |                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| ○あさぎり・おおくら総合支援センター  | 電話：078-915-0091 FAX：078-915-0092 |
| ○きんじょう・きぬがわ総合支援センター | 電話：078-915-2631 FAX：078-915-2632 |
| ○にしあかし総合支援センター      | 電話：078-924-9113 FAX：078-925-2799 |
| ○おおくぼ総合支援センター       | 電話：078-934-8986 FAX：078-934-8987 |
| ○うおずみ総合支援センター       | 電話：078-948-5081 FAX：078-948-5082 |
| ○ふたみ総合支援センター        | 電話：078-945-3170 FAX：078-945-3171 |
| ○認知症総合相談窓口          | 電話：078-926-2200                  |

### ◆後見・権利擁護に関する相談など

判断能力が不十分になった方の後見・権利擁護に関する相談・支援窓口

- 明石市後見支援センター 電話：078-924-9151 FAX：078-924-9134

軽微な罪を犯した認知症高齢者・精神障がい者等への更生支援に関する相談・支援窓口

- 更生支援担当 電話：078-924-4511 FAX：078-924-9134

◆障がいのある方の生活相談など

障がいのある方の生活に関する相談や虐待に関する通報・届出

○明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター「ほっと」

- ・障がいのある方の総合相談 電話：078-924-9155 FAX：078-924-9134
- ・障がいのある方への虐待に関する通報 電話：078-924-9156（24時間受付）

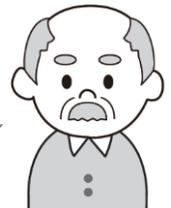
知 恵 袋

福祉活動を効率的に行うために

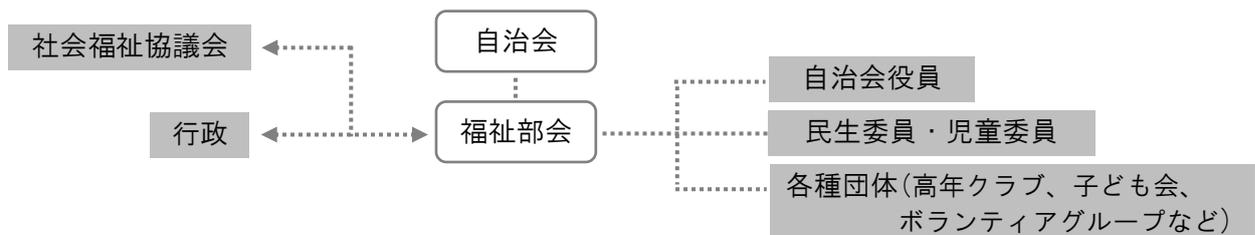
「高齢者の見守りについて、民生委員・児童委員、行政、地域ボランティアの活動が重複している。個別にやっていると大変」という声があります。見守る人が多いに越したことはありませんが、お互いが連携して動くことが充実した活動につながります。

例

私たちの自治会では福祉部会として、民生委員・児童委員やボランティアグループもメンバーに入ってもらっています。普段の声かけやあいさつなどはみんなで協力して行います。また、ふれあいサロンの運営などはボランティアグループが中心となり、自治会役員はサポートにまわるなど役割を分担しています。



福祉部会の構成（例）



※部会の構成メンバーになることで連携がしやすくなります。それぞれの実情に合わせて効率的に活動するために、最適な体制を考えることが大切です。